



2022年5月27日

各 位

上場会社名	エムスリー株式会社 (コード番号:2413 東証プライム) (https://corporate.m3.com)
本社所在地	東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ
代表者	代表取締役 谷村 格
問合せ先	取締役 槌屋 英二
電話番号	03-6229-8900(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、定款の一部変更を2022年6月28日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ・ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- ② 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、当社においても場所の定めのない株主総会を開催することを可能とするべく、定款第13条第2項を追加するものであります。感染症の拡大や大規模災害の発生、社会のDX化の進展等も念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資するものと考えます。

なお、定款第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。



(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集地)</p> <p>第 13 条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第 16 回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(招集地)</p> <p>第 13 条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p style="text-align: center;"><u>② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p style="text-align: center;"><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、第 16 回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月28日

定款変更の効力発生予定日(予定)

上記(1)① 2022年6月28日

上記(1)② 定時株主総会での決議に加え、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日。ただし、当社が、定時株主総会開催日までに、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けている場合は、定時株主総会開催日。

以 上